

山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等
給食業務委託「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和4年11月22日

山梨県中央児童相談所
所長 玄間 正彦

1 委託業務の概要

(1) 業務名

山梨県子どものこころサポートプラザ入通所児童等給食業務委託

(2) 業務目的

山梨県子どものこころサポートプラザ内の施設に入通所する児童等に対して、安心・安全な環境を提供するための基礎となる安定した食事の供給を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

（給食提供期間：令和5年2月1日～令和8年1月31日）

(5) 委託料上限額

122,752千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(6) 履行場所

山梨県子どものこころサポートプラザ内厨房施設（甲府市住吉二丁目1-17）

2 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領による指名停止措置期間中でないこと。
- (6) 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種のうち、「その他役務（給食）」に係る登録を受けている者であること。

- (7) 日本国内の病院又は社会福祉施設や給食提供施設等において仕様書に示す業務の契約実績があること。
- (8) 受託業務責任者として、業務開始までに、次に掲げる全ての要件を満たす者を配置できること。
 - ① 病院又は社会福祉施設、給食提供施設等において責任者として勤務した経験を有すること。
 - ② 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。
 - ③ 病院又は児社会福祉施設、給食提供施設等の給食業務に3年以上の経験を有すること。

3 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査のうえ、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約を締結する。

4 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答は以下のとおりとする。

- (1) 質問受付期間
令和4年11月22日（火）～ 11月30日（水）午後4時まで
- (2) 質問方法及び送付先
質問書（別紙様式）により、電子メールにて次に送信すること。
山梨県中央児童相談所 総務課
電子メールアドレス jiso-chuo@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。
- (4) その他
電話での質問には応じない。ただし、誤字・脱字等の軽微な質問については、この限りでない。
なお、質問書の内容確認のため、山梨県中央児童相談所から質問者へ問い合わせをする場合がある。

5 応募方法等

- (1) 企画提案応募資格確認申請書の提出
 - ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するため、次のアからケまでの書類（以下「申請書等」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。
なお、提出された申請書等は返却しない。
 - ア 企画提案応募資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 「競争入札参加資格審査結果通知書」又は「競争入札参加資格審査申請書」の写し
 - ウ 誓約書（様式第2号）
 - エ 役員名簿（様式第3号）
 - オ 会社概要等整理表（様式第4号）
 - カ 同種・類似業務実績整理表（様式第5号）

② 申請書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和4年11月30日（水）午後4時まで 必着

イ 提出場所

下記提出先まで直接持参すること。

③ 企画提案応募資格確認の結果通知は郵送により通知する。

④ 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和4年12月7日（水）午後4時までに中央児童相談所等宛の書面（様式自由）を、下記提出先に持参するものとする。

理由は書面により回答する。

(2) 企画提案書の提出

① (1)により応募資格を有すると認められた者（以下「提案者」という。）は、次のアからウまでの書類（以下「企画提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者について1提案とし、提案内容に係る費用の額は、委託料上限額を超えないものとする。

ア 企画提案書 8部（様式任意、A4左綴じ）

イ 業務実施体制表 1部（業務体制を記載する。氏名は不要。）

ウ 経費見積書 1部

② 企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和4年12月12日（月）午後4時まで 必着

イ 提出場所

下記提出先まで直接持参すること。

③ 企画提案書等の作成上の注意点

ア 企画提案書等は、A4縦置きで横書き左綴じ、文字サイズは12ポイント程度とする。
（A3版を使用するときは、片袖折りで綴じる）

イ 企画提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

ウ 企画提案は、1事業者1案とする。

エ 企画提案の内容について聴取する必要がある場合は、これに対応すること。

オ 提出書類は、返却しない。

カ 企画提案書には、別に定める仕様書に基づき、具体的な取組方針や業務スケジュール、実施体制、実施方法を記載するとともに、献立例を提出すること。

また、独自のアイデアや追加提案を積極的に行うこと。

6 選定方法等

(1) 選定方法

受託先候補の選定にあたっては、以下の「審査基準」に基づき、山梨県中央児童相談所に設置する審査委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、得点の最上位者を契約締結候補とする。ただし、総得点が最上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないことがある。

審査区分	配点	評価項目
① 事業者適格	40	・業務を確実に実施できる体制を有しているか。 (業務体制、従事者の確保、業務実績 等)
② 提案内容	50	・児童福祉施設及び特性を有する児童への理解や精通度 ・提案内容が妥当であり、その実現性が十分に記載されているか。また、提案者独自のノウハウ等に基づく提案がされているか。
③ 見積価格	10	・経費の節減を推奨するため、価格評価点を導入する。

<プレゼンテーション審査の日時・場所>

日 時：令和4年12月16日（金）午前10時～午前11時30分までを予定

場 所：子どものこころサポートプラザ（甲府市住吉二丁目1-17）2階共用会議室

(2) 審査結果

企画提案の提出者あて、採用の有無を書面により通知する。

(3) 契約手続

契約締結候補者は、採用の通知を受領後、業務開始準備を行うものとするが、その後に契約ができない事情が生じた場合は、審査委員会において次点となった者を契約締結候補者とする。

7 提案の無効に関する事項

次のいずれか一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書等を提出しないとき。
- (3) 企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して、談合等の不正行為があったと判明したとき。
- (6) 上記に掲げるものの他、提出書類の重大な記載不備等により、県が無効と判断したとき。

8 注意事項

- (1) 本業務の契約締結後、給食業務の開始までの間に生じる諸準備に係る費用については、受託業者が負担すること。
- (2) 採用された事業計画の実施にあたっては、契約担当者と受託業者との協議により、内容を変更することがある。
- (3) 提出された提案書類等は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、開示することがある。
- (4) その他の詳細については、契約担当者と打ち合わせのうえ行うものとする。

9 問い合わせ・提出先

山梨県中央児童相談所 総務課

〒400-0851 山梨県甲府市住吉二丁目1-17

TEL 055-288-1560 FAX 055-288-1574

E-mail: jiso-chuo@pref.yamanashi.lg.jp